自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム）導入促進事業費補助金

～　交付申請等の手引き　～

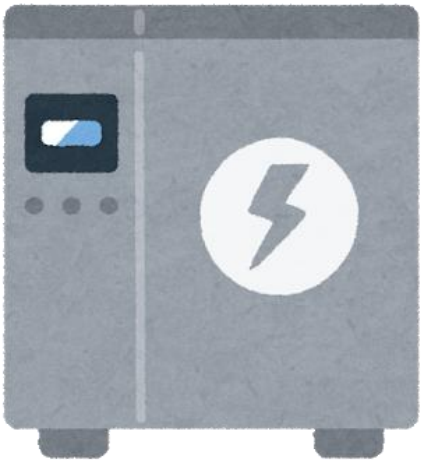

令和８年５月改訂

【お問い合せ・書類の提出先】
龍ケ崎市役所　生活環境課　環境政策グループ
住　所：〒301-8611　龍ケ崎市３７１０番地
ＴＥＬ：0297-64-1111　内線 422・425
ＦＡＸ：0297-60-1588
E-mail：kankyo@city.ryugasaki.lg.jp
ＵＲＬ：https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/

１　補助金交付の目的

住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、蓄電システム（以下「補助対象設備」）を設置する方に、市の予算の範囲内で補助金の交付を行います。

２　補助の対象者

市内に居住している方又は市内に居住する予定の方で、次の要件の全てに該当する方です。

（１）市内に自ら居住し、又は居住しようとする住宅（店舗との併用住宅を含む）に未使用の補助対象設備（発電出力 10kW 未満の太陽光発電設備と連携しているものに限る）を設置する方、又は設置された住宅を購入する方で、令和８年１２月２８日（月）までに実績報告書を提出することができる方。

（２）申請者及び、申請者と同一の世帯に属する方に市税等（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、公共下水道使用料等）の滞納がないこと。

（３）第三者が所有する住宅に居住する方が当該住宅に補助対象設備を設置する場合は、その補助対象設備の設置について、当該第三者の承諾を得ていること。

（４）申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が、設置しようとする設備と同種の設備に対し、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（５）申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が、補助対象設備を設置し、又は購入する補助対象設備付きの住宅について、龍ケ崎市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業費補助金の交付申請を行っていないこと。

（６）申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が、いばらきエコチャレンジ（茨城県が実施する家庭の省エネ行動を Web 上で CO_2 排出削減量として可視化するための取組）に登録し、家庭での省エネの取組を行っていること。

３　受付期間・場所

（１）受付開始　　令和８年６月１日（月）
（２）受付時間　　平日の午前９時から午後５時（正午から午後１時は除く）
（３）受付場所　　龍ケ崎市役所生活環境課（４階）
（４）そ の 他　　予算額に達した時点で受付終了となります。（郵送申請可）
※郵送申請は、市に届いた日を受付日とします。
※予算額に達した日に郵送申請を含む交付申請があった場合には、その日に受付したものを対象に抽選にて交付対象を決定します。

４　補助対象設備

国が申請年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託業者（申請年度又はその前年度に環境共創イニシアチブ（https://sii.or.jp/））により登録されているものであること。
※各機器は、未使用品であること（中古品及びリース等の契約により設置する場合は対象外）

５　補助金額等

設備の種類	補助金額	件　数
蓄電システム	※１００，０００円	３０件

※今年度において、本補助の原資の一部である「茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金」の交付決定により、３０件目のみ「5 万円の補助」となる場合があります。ご承知おきくださいますようお願いいたします。

6　手続きの流れ

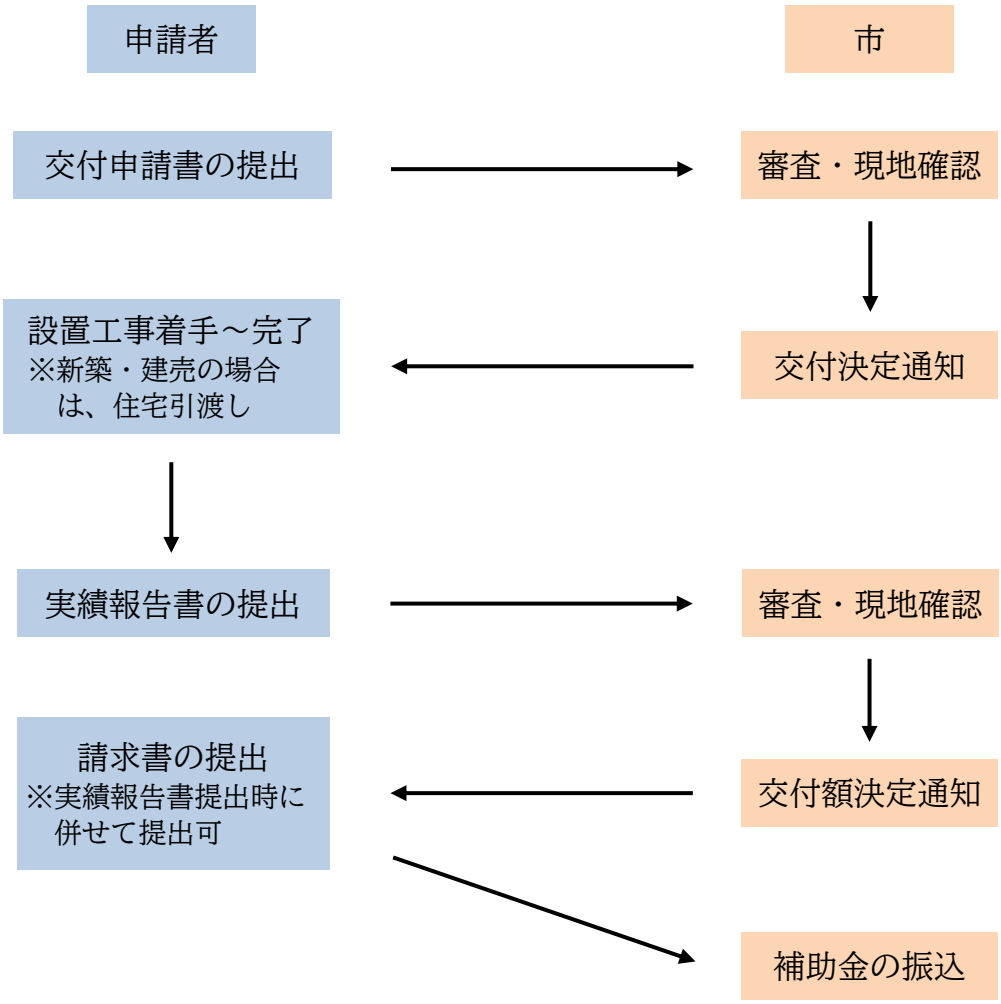

交付申請書の提出

補助対象設備の設置工事の着手（補助対象設備等が設置された建売住宅を購入する場合は、引き渡し）の２週間前までに、交付申請書（様式第１号）及び添付書類を提出してください（郵送での提出不可）。

なお、申請時、来庁者の身分確認を行います。顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）、申請者より事務手続きを委任された業者の方であれば、併せて名刺をご用意ください。

【必須書類】
- 設置に係る工事請負契約書等及び経費の内訳がわかる見積書等の写し
- 蓄電池の仕様書又は規格等が分かるカタログ等
- 設置予定箇所の位置図（住宅地図等の周辺地図）及び配置図（住宅の設計図等）
- 申請時の状況が確認できるカラー写真
  ※新築…建築予定箇所　既築…蓄電池設置予定箇所　建売…設置済の蓄電池の予定箇所
- 申請書類チェックリスト

【必要に応じて提出する書類】
- 設備設置について、所有者からの承諾を得ていることが分かる書類
  （第三者が所有する住宅に居住する方が設置する場合のみ）
- 委任状

・本人確認書類（郵送の場合のみ）
※申請者本人の運転免許証（両面）・マイナンバーカード（表面のみ）・パスポート等。
申請手続きを受任した方が郵送する場合には、受任者の本人確認書類の写しを提出してください。（業者の場合には併せて名刺を提出してください。）

審査・現地確認～交付決定通知

受付した申請書の内容の審査、現地の確認、市税等の納付状況を確認し、補助金の交付の可否を決定します。結果については、交付（不交付）決定通知書(様式第２号）により申請者宛てに郵送します。なお、虚偽又は不正な手段により交付決定を受けた場合は、交付決定が取り消しとなります。

①交付申請書受付後、１週間程度で現地確認を行います。その際、現地確認通知（既築のみ）を郵便受けに投函します。
②立会いは原則不要ですが、室内の設置など、立会いをお願いする場合もあります。

申請内容の変更及び事業の中止の場合

①事業内容に変更が生じた場合は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第３号）により市長（龍ケ崎市生活環境課宛て）に申請し、その承認を受けてください。
②事業を中止する場合は、あらかじめ、中止承認申請書（様式第５号）により市長（龍ケ崎市生活環境課宛て）に申請し、その承認を受けてください。

※②は、何らかの事由により「補助事業（蓄電池の設置工事）を中止しようとするとき」に行うものとなります。その他の事由（他補助への切替等）による申請の場合、承認がされない可能性がありますので、ご承知おきください。

設置工事等完了～実績報告の提出

交付決定者は、補助対象設備等の設置等が完了したときは、実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて龍ケ崎市役所生活環境課に提出してください。

提出期限：令和８年１２月２８日（月）

【必須書類】
・補助対象設備の設置に係る領収書及びその内訳書の写し
※領収書がない場合は、引渡しが確認できる書類が必要です。また、領収書の代わりとなる書類として市ＨＰに参考様式があります。
・補助対象設備の保証書又は出荷が確認できる証明書等の写し
※設置事業者等の記載があるもの
・補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真
（❶設置機器全景写真、❷機器の型番がわかる写真、❸製造番号がわかる写真）
・太陽光発電設備と蓄電池が連携していることが分かる書類
※以下、書類の例

既築	・東京電力への電力需給契約申込書の写し ・売電に係る契約書 ・領収書等の売電をしていることが確認できる資料 ・「くらし TEPCO Web」の購入実績の確認ができる書類 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明について ・接続契約のご案内 ・特定契約のご案内　など

新築 建売	・住宅建築時の住宅メーカーとの契約書（太陽光発電設備の設置が記載されている明細書） ・東京電力への電力需給契約申込書の写し　など

・いばらきエコチャレンジの登録状況が分かる書類（登録者のアカウント情報画面等）
・交付請求書（様式第９号）
　※交付決定者欄及び振込口座のみ記載のうえ、押印をお願いします。（シャチハタ不可）
・実績報告書類チェックリスト

【必要に応じて提出する書類】
・住民票の謄本（蓄電池が設置された住宅に転居した場合）
　※世帯主、続柄等、世帯全員の記載があるか。
・委任状（申請時と違う方が手続きする場合）

審査・現地確認～交付額決定通知

実績報告書の内容審査及び現地確認結果、適当であると認めた場合は、交付額確定通知書（様式第８号）により、交付決定者宛てに郵送で通知します。
①実績報告書の受付後、１週間程度で現地確認を行います。
②立会いは不要ですが、状況によっては立会いをお願いする場合もあります。

請求書の提出　※実績報告書の提出時に、併せて提出いただくことも可能です。

補助金交付額確定の通知を受けた後、交付請求書(様式第9号)により、速やかに市長宛てに補助金の請求をしてください。
①請求書には押印が必要です。(シャチハタ不可)
②指定できる口座は、交付決定者名義の口座です。

７　補助事業完了後の注意事項

（１）財産の適正管理と処分制限

設置した機器等は、その法定耐用年数（蓄電システムは６年）の期間、適切な管理を行う必要があります。

法定耐用年数の期間内に設置した機器等の処分を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。この場合、補助金を返還していただくこともあります。

（２）関係書類の保管

この補助事業に係る書類については、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間保管してください。